

特記仕様書(案)

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成28年9月)〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については、「大阪市建設局ホームページ〉産業・ビジネス〉入札契約情報〉各局等入札契約情報〉建設局〉入札・契約のお知らせ〉業務委託共通仕様書(平成28年9月)〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 単価適用月日について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より令和5年2月14日付で示された「令和5年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用しています。

3. 業務目的

中之島通は、中之島東部エリアの中之島公園中心部に位置し、周辺には鉄道駅が複数存在するとともに、市役所、大阪府立図書館、中央公会堂、東洋陶磁美術館などの公共施設が立地する文化集客エリアであり、多数の方々に利用されている。

このエリアでは、令和3年5月に東西道路(中央公会堂前から堺筋区間)の歩行者空間整備が完了するとともに、令和5年度には中央公会堂前道路についても車と歩行者が共存する形で、にぎわい・憩い空間の整備が完了した。整備後には、すでに整備された区間(東西道路)及び隣接する中之島公園が一体的な空間となり、子どもたちがより自由に憩えるなど、多様な利用者が活用できる空間となっている。

今後は、歩行者空間化の整備により、多世代の来訪者の増加が見込まれるとともに、イベント件数も大幅に増加し、歩行者空間化エリアにおける利用の多様化に対応していく必要がある。しかしながら、現在イベントを実施する場合には、法令、要綱、許可条件等が公園利用時のルールがあるが、当地区にふさわしい風格ある空間を維持するためには、現行のルールに加えて、誘導すべき事項をガイドラインという形で示し、試行的に運用しながら、今後の利活用の在り方を検討していく必要がある。

そのため、沿道地権者・地元町会が参画した(仮称)沿道連絡会において、利活用の仕組み等を検討し、「中之島公園再整備基本計画」の基本方針である「大阪の文化力が高まる交流と創造」に寄与する空間となるよう議論を重ねており、令和5年度には中之島公園(栴檀木橋から難波橋)の利活用を適正化するための利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer1を作成した。

本業務では、大阪・関西万博の開催期間中も含めて、多種多様なイベントの利用実態を把握しながら、イベント状況調査、利用状況調査、関係先ヒアリング、沿道調整等を行いながら、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer2として更新を行い、イベント実施時のルール・誘導に活用し、将来的には歩行者空間化整備による一体的なエリアの持続可能な運営・維持管理体制を構築することを目的とする。また、道路整備については、中央公会堂前の道路の在り方について方向性を整理していく必要があり、交通量調

査、回遊等のデータ解析、関係機関協議を行いながら、さらなる人中心の道路空間の実現方策を検討することを目的とする。

4. 業務内容

4-1. 過年度業務の整理

以下に示す過年度成果について、内容を十分理解するとともに、整理を行うこと。

なお、過年度業務の成果については、監督職員から貸与するものとする。

- ・平成 30 年度御堂筋・船場地区設計等業務委託
- ・令和元年度中之島通周辺設計等業務委託
- ・令和元年度中之島通の歩行者空間整備に伴う道路交通環境改善検討業務委託
- ・令和 2 年度中之島通歩行者空間化に伴う交通影響検証等業務委託
- ・令和 2 年度中之島通の歩行者空間整備に伴う交通量等調査業務委託
- ・中之島周辺の検証等業務委託

4-2. 歩車共存道路における安全性の検証

令和5年秋には、中央公会堂前道路についても道路と歩行者が共存する形でにぎわい・憩い空間の整備が完了したが、中央公会堂周辺においては、歩行者の乱横断が発生するなど、交通安全面での課題がある。

本整備では、車の速度抑制対策や梅檀木橋北詰交差点での流入抑制対策を行っており、本業務では交通量調査を行い、対策効果・課題を検討するとともに、その対策案を立案するものである。

(1) 交通状況調査の実施

調査日は平日1日とし、各調査項目において同日を基本とする。なお、調査日については監督職員と協議のうえ決定すること。

1) 交差点交通量調査

- ・調査箇所図1に示す箇所(交差点2箇所)において、交差点交通量調査を実施すること。
- ・調査分類は4車種(大型車、小型車、動力付き二輪車、タクシー)と歩行者、自転車とすること。
- ・調査時間は7:00～19:00とすること。

2) 歩行者等交通量調査

- ・調査箇所図1に示す箇所(15箇所)において、歩行者、自転車等の通行量調査(乱横断含む)を実施する。(道路を跨ぐ断面については2箇所として実施する)
- ・調査分類は歩行者類(子供連れ利用者、自転車を押して歩いている人、車いすを含む)、自転車類(リヤカー、荷台付三輪自転車を含む)とする。
- ・調査時間は7:00～19:00とすること。

3) ビデオ観測

- ・調査箇所図1に示す範囲において、定点カメラ等を設置(3箇所)し、通行状況を観測すること。
- ・調査時間は7:00～19:00とすること。

4) 集計整理

- ・ 上記の1)、2)の実施した内容について、一覧表のほか、図及びグラフ等を用い集計整理を行うこと。
- ・ 上記1)、2)については、15分単位で集計整理すること。
- ・ 上記3)により撮影した乱横断状況等については、特に交通安全面に課題のある交通挙動(歩行者の乱横断、逆走する自転車等)の動画を抽出すること。

(2) 対策効果・課題の検討

過年度業務において実施した交通量等調査及び上記(1)の調査結果を基に交通状況を分析するとともに、対策効果・課題を抽出すること。

(3) 対策案の検討・立案

上記(2)において抽出した課題の解消に向けた対策案を複数(2案程度)立案し比較検討を行い、最適な対策案を立案すること。

4-3. 中之島公園(梅檀木橋～難波橋)にふさわしい賑わいの在り方の検証

中央公会堂前道路の整備により、すでに整備された区間(東西道路)及び隣接する中之島公園が一体的な空間となり、多様な利用者が公園として利用活用できる空間が広がった。公園利活用の在り方として、年間を通しては平日・休日の日常的な賑わいとイベント時(非日常)の賑わいの在り方を調査する。一方、中央公会堂前道路においては北向き一方通行道路が課題として残っており、さらなる一体的な空間創出を行うためには、残った道路空間の在り方などを含め検討を行う。

(1) 日常時の賑わいの在り方に関する調査

歩行者空間化を行った中之島公園(梅檀木橋～難波橋)における日常的な賑わいの在り方の基礎データを収集するため、利用者の日常的な利用形態を把握するアクティビティ調査を行う。調査は春・夏・秋・冬の季節ごとに、平日・休日(イベントのない日)1日ずつ行う(計8日間)。調査時間は10時～20時において、気候や環境などの外的要因との関連性もふまえて利用者の行動を効果的に観測できる手法で調査を行う。

(2) 中央公会堂前ボラードの管理運用

中央公会堂周辺道路において一体的な広場空間を定着させるため、業務開始から令和8年3月末までの間、他の団体が主催する大規模イベント(中之島まつり、光のルネッサンス等)の実施日及び年始を除く全ての日曜日・祝日において、中央公会堂前のボラードの上げ下げを行う。基本的に下げる作業は10時以降、上げる作業は16時までに行う。

(3) さらなる歩行者空間化の在り方及び実現方策の検討

中央公会堂周辺においては、中央公会堂前の北向き一方通行道路を除いては公園として利用されているが、公園の一体的空間を創出するために、ボラードの在り方やなにわっ子ホリデーによる交通規制の見直し、規制時期の変更(土曜日の追加)を行うために必要な観点を整理したうえで、警察協議、地元説明に必要な検討ステップ等を作成し、土曜日の車両通行止め等の可能性も含め、さらなる人中心の道路空間

の実現に向けた検討を行う。なお、現状の公園区域については別図に示す。

(4) 課題の抽出

上記(1)～(3)を踏まえ、日常時の賑わい、周辺地域への波及効果等の課題整理を行うこと。検討にあたっては、過年度検討結果等をふまえ、中之島公園の向上に十分配慮すること。

4-4. 関係者会議等運営

現在、公民連携で設立した沿道連絡会において、当該エリアにおける利活用の仕組みや、良好な環境、地域の価値を維持・向上させるための方策を検討している。本業務においては、イベント等の現地調査結果等をふまえ、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer2の作成に向けて、沿道連絡会における会議運営及び資料作成を行う。

(1) (仮称)中之島広場沿道連絡会の会議運営・資料作成

中之島公園(梅檀木橋～難波橋)におけるイベント状況、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインの作成状況、「(仮称)中之島広場沿道連絡会」の運営・会議資料の作成(沿道地権者との事前調整資料の作成も含む)を行うこと。会議回数は4回(令和6年度2回、令和7年度2回)を想定しているが、数量に変更が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(2) 庁内会議に関する資料作成

中之島公園(梅檀木橋～難波橋)でのイベント状況、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインの作成状況、持続的な運営体制・仕組みの構築等に関して、定期的に情報共有を行う庁内会議に関する資料作成を行う。業務期間中において10回程度の頻度で開催することを想定している。なお、数量に変更が生じた場合、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(3) 関係機関協議及び資料作成

中之島公園(梅檀木橋～難波橋)の利活用に関する課題等に関して、公物管理者等(3回)及び地元との関係機関協議(1回)の計4回の資料作成を行う。なお、数量に変更が生じた場合、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

4-5. 持続的な運営体制・仕組みの構築に関する検討

当地区にふさわしい風格ある空間を維持するため、現行のルールに加えて、誘導すべき事項について、多様なイベントの利用実態を調査し、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer2として更新する。その中で、包括指定管理者制度の導入など、民間活力を活用した運営・維持管理上の課題整理等を行う。

(1) 事例調査の実施

持続的な運営体制・仕組みの構築にあたり、類似の全国事例把握及びヒアリング等を実施し、各事例の運営方法について比較・分析資料を作成し、当地区で運用する場合の課題整理を行う。

(2) 中之島公園(栴檀木橋～難波橋)でのイベントに関する調査

利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer1に適合したイベントとなっているかイベントの現地調査し、課題整理を行う。現地調査は、令和6年度は10回、令和7年度は15回程度を想定している。

ただし、実施内容、調査方法等を記載した実施計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。

(3) 利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer2の作成

イベントの現地調査や庁内会議、沿道事業者、有識者との議論等を踏まえ、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer2として更新を行う。

(4) 利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインの本格運用に向けた仕組みの検討

(1)の調査結果から、当地区で行われるイベント実績及び年間維持管理費用等を参考に、年間を通じた持続的な公園の運営管理に必要な資金の在り方を整理する。特にイベント事業については、イベント規模毎に想定される収入収支のモデルケースを作成すること。そのうえで、持続的な維持管理運営を実現するための課題整理を行う。

(5) 有識者会議の開催

中之島公園(栴檀木橋～難波橋)でのイベント状況、利活用コンセプトブック・利活用ガイドラインVer2の作成等に関して有識者会議を開催する。有識者会議は計4回(令和6年度2回、令和7年度2回)開催することを想定している。なお、有識者への謝金等は本業務に含む。

4-6. 報告書作成

1) 報告書

- ・本業務の検討内容をとりまとめた報告書を作成する。
- ・チューブファイル5部とする。
- ・通常の報告書作成とは別にA4版2つ折り糊付け製本を5部提出するものとする。また、報告書(概要版)の冒頭には、ダイジェスト版(Microsoft Wordを基本としたA4版10枚程度)を作成し添付するものとする。

2) 事業概要書

- ・過年度及び当該年度の有識者ヒアリング等、デザイン検討及び会議の経緯・資料を整理した冊子を作成する。

4-7. 打合せ協議

原則として業務着手時においては、管理技術者、成果品納入時においては管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。

中間打合せについては、20回を計上しているが、監督職員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象とはしない。本市監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

5. 監督職員

発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。ただし、監督職員の氏名については、当該監督所管から通知するものとし、受注者等には主として、補助監督職員、監督補助者（監督担当職員）が対応する。

6. 配置技術者

各配置技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制（様式2）に記載された人物と同一でなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの一了解を得なければならない。

7. 照査技術者

照査報告書は、業務委託共通仕様書（I-1-1-1-7）の規定に従い、作成することとする。また、管理技術者は、照査技術者によりとりまとめられた照査報告書を確認し、署名押印のうえ監督職員に提出するものとする。

8. 成果品の提出

- ・各業務に関する成果品の提出については、監督職員の指示に従い、業務完了後、速やかに監督職員に電子メールにて提出し内容の確認を受けることとする。最終の成果品については、報告書5部、電子媒体2部（報告書に格納）を提出すること。なお、電子データの記録媒体はCD-RまたはDVD-Rとする。
- ・電子データについては、本市で対応可能なバージョンであるか事前に監督職員に確認すること。
- ・受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。
- ・電子媒体には、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」、「パターンファイル名」及び「チェック年月日」を明記するものとする。

9. 著作権の譲渡

成果品が、著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に関わる著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

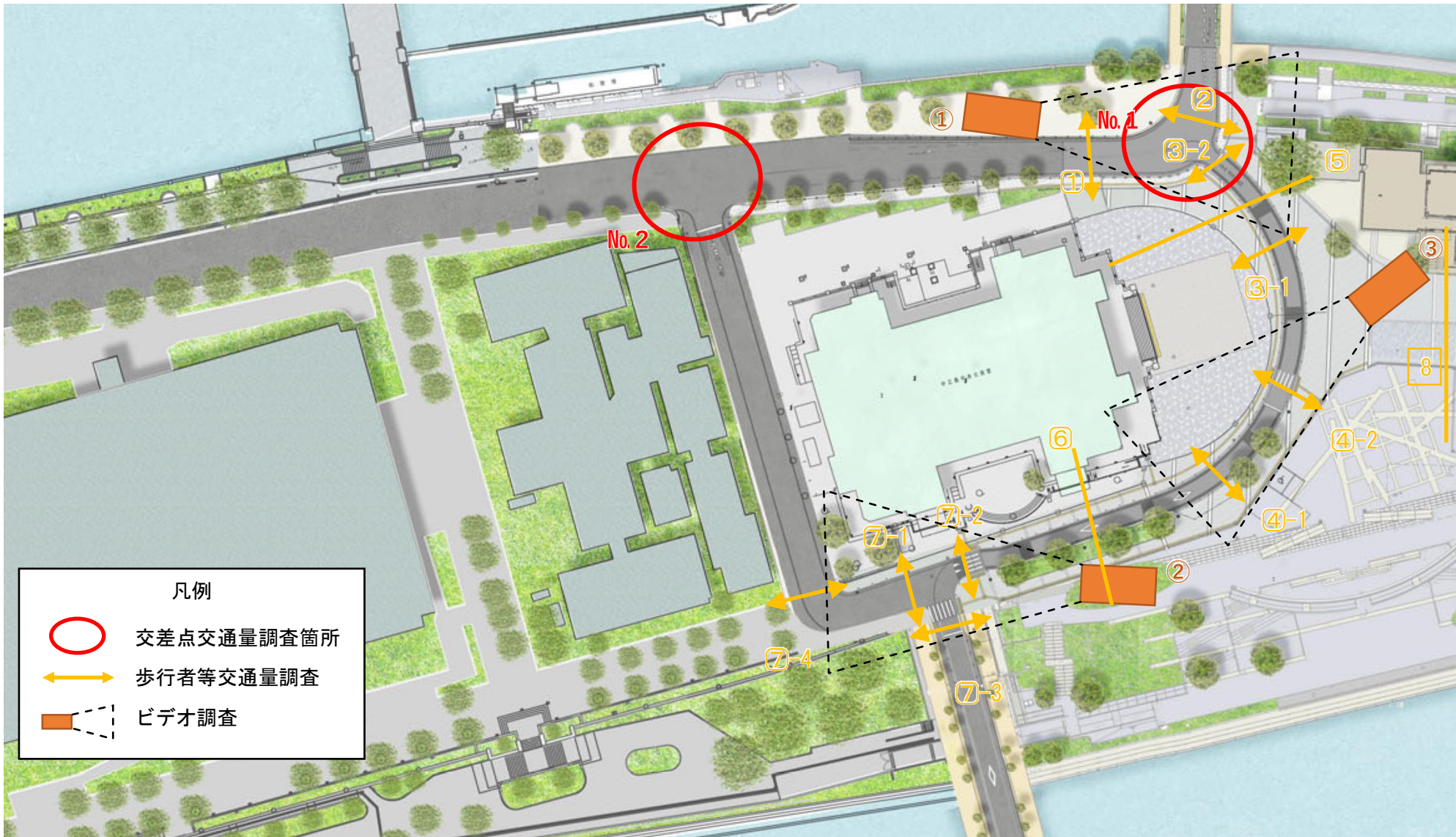
10. その他

- ・本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

<追加となる様式>

- ・業務委託料請求内訳書(または中間金請求内訳書)
- ・監督職員が指示した事項については、指定した期間内に成果としてまとめ、報告をすること。他の業務等の理由での業務遅延は認めない。
- ・上記項目やその他の内容について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行い、指示を受けること。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

調査箇所図 1



兼用工作物範圍

